国立大学法人東京医科歯科大学利益相反マネジメント規則

（平成１９年１１月１日
規　則　第　１１　号）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学利益相反マネジメントポリシー（平成２１年制定）に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における産学官連携活動その他社会貢献活動（以下「産学連携活動等」という。）及び臨床研究を行う上での利益相反を適正に管理するために必要な事項を定めることにより、本学の活動に対する社会的信頼を確保するとともに、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重し、健全な産学連携活動等と公正な医学研究を推進し、本学が提供する教育研究及び医療の質を向上させ、もって公共の利益を生み出す社会貢献を実現するための体制を整えることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「職員等」とは、本学の役員及び職員をいう。

⑵　「企業等」とは、企業及び営利活動を行う団体をいう。

⑶　「臨床研究」とは、医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される研究であって、人を対象とするものをいう。

⑷　「研究対象者」とは、次に掲げるいずれかに該当する者（死者を含む）をいう。

ア　研究を実施される者（研究を実施されることを求められた者を含む。）

イ　研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得されもしくは提供した者

⑸　「各部局」とは、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程第２６条に定める部局のうち、次項に定める倫理審査委員会等が置かれる医学部、歯学部、病院、教養部、生体材料工学研究所及び難治疾患研究所をいう。

⑹　「倫理審査委員会等」とは、各部局にある倫理審査委員会（病院にあっては治験等審査委員会及び臨床研究審査委員会）をいう。

⑺　個人としての利益相反」とは、職員等が産学連携活動等に伴って有する利益（実施料収入、報酬、未公開株式等をいう。）もしくは責務と、本学の職員等としての教育研究に関する本務が相反している又は相反しているように見える状況をいう。

⑻　「組織としての利益相反」とは、本学が組織的産学連携活動等に伴って得る利益、又は本学の組織的産学連携活動等に伴う責務と、本学の社会的責任が相反している又は相反しているように見える状況をいう。

第２章　利益相反マネジメント体制

（利益相反マネジメント委員会の設置）
第３条　本学に、利益相反マネジメント委員会（以下「マネジメント委員会」という。）を置き、次に掲げる業務を行う。
⑴ 利益相反マネジメントに関する規程等の制定及び改廃に関する事項
⑵ 利益相反マネジメントに関する施策の策定に関する事項
⑶ 利益相反に関する申告及び調査の実施に関する事項
⑷ 利益相反に係る審査及び利益相反による弊害回避措置の要請等に関する事項
⑸ 利益相反マネジメントに係る教育研修の実施に関する事項
⑹ 利益相反に関する外部からの問い合わせ等への対応に関する事項
⑺ その他利益相反マネジメントに関する重要事項

（マネジメント委員会の構成）
第４条　マネジメント委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
⑴ 医学部、歯学部、生体材料工学研究所、難治疾患研究所及び教養部の各教授会から推薦された各部局の倫理審査委員会等の利益相反担当者
⑵ オープンイノベーションセンター長
⑶ 本学との利害関係を有しない学外有識者　若干名。うち１名は第１１条に定める利益相反アドバイザーをもってこれに充てる。
⑷ 統合イノベーション機構事務部産学連携課長
⑸ その他委員長が指名する者
２　前項第３号及び第５号の委員は、マネジメント委員会の意見を聴いて、学長が委嘱する。

（委員の任期）
第５条　前条第１項第１号、第３号及び第５号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２　前項の委員の任期は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日を超えないものとする。
３　前項の委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）
第６条　マネジメント委員会の会務を総理するためマネジメント委員会に委員長を置く。
２　前項の委員長は、委員の互選により選出する。
３　委員長は、必要に応じてマネジメント委員会を招集し、その議長となる。
４　委員長がその職務を行うことができないときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

（議事及び議決の成立要件）
第７条　マネジメント委員会の審議及び決議は、会合もしくは電子メールにより行うものとする。マネジメント委員会の開催方法についてはこれを招集する委員長が決するものとする。
２　マネジメント委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。電子メールにより開催するときは、委員全員に議案を記載した電子メールを送付するものとする。
３　議事は、出席委員（電子メールによる審議のときは委員全員を出席委員とする）の過半

数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
４　委員長及び委員は、自己の携わる産学連携活動等又は臨床研究に係る議案について、その議事に加わることができない。
５　前項の規定により議事に加わることができない委員の数は、第１項及び第２項の委員の数に算入しない。
６　第４項により委員長が議事に加わることができないときは、前条第４項の定めにより、委員長が委員の中から指名した者が委員長の職務を代行する。
７　マネジメント委員会は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（専門委員会の設置）
第８条　マネジメント委員会は、必要と認めるときは専門的事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。
２　前項の専門委員会に関し必要な事項は、マネジメント委員会が別に定める。

（利益相反相談窓口の設置）
第９条　本学に、職員等の利益相反に関する相談に対応するため、統合イノベーション機構事務部に利益相反相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。
２　相談窓口で対応した相談内容については、軽微なものを除き、速やかにマネジメント委員会に報告しなければならない。

（利益相反アドバイザーの設置）
第１０条　本学に、利益相反マネジメントに関する助言、指導その他専門的事項を処理する者（以下「利益相反アドバイザー」という。）を置く。
２　利益相反アドバイザーは、第４条第３号に定める本学との利害関係を有しない外部有識者委員としてマネジメント委員会に出席するほか、職員等からの質問又は相談に応じ、必要な助言、指導等を行い、またマネジメント委員会からの依頼により、必要な調査及び情報提供等の業務を行う。
３　利益相反アドバイザーは、本学の職員等又は学外の専門家のうちからマネジメント委員会の意見を聴いて、学長が委嘱する。
４　利益相反アドバイザーの任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、利益相反アドバイザーの任期は、利益相反アドバイザーを委嘱する学長の任期を超えないものとする。
５　利益相反アドバイザーに欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（利益相反マネジメント外部委員会の設置）
第１１条　本学に、利益相反マネジメントに関する事項について助言又は提言し、並びにマネジメント委員会の活動の検証及び評価を行う機関として、利益相反マネジメント外部委員会（以下「外部委員会」という。）を置く。
２　前項の外部委員会に関し必要な事項は別に定める。

第３章　産学連携活動等に係る利益相反マネジメントの手続き

（産学連携活動等に係る利益相反マネジメントの対象）

第１２条　産学連携活動等に係る利益相反マネジメントは、職員等が次に掲げる行為を行う場合を対象として実施する。

⑴ 企業等との産学連携活動等の実施

⑵ 企業等からの一定額以上の金銭の供与もしくは株式等の付与（兼業による収入を含む）

⑶ 企業等からの一定額以上の物品、サービスの購入

⑷ 厚生労働科学研究費及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）研究費に係る研究開発事業（以下総称して「厚労科研・AMED」という）の実施

⑸ その他マネジメント委員会が、利益相反マネジメントの対象として認める行為

２　産学連携活動等に係る利益相反マネジメントは、前項の行為に係る職員等のほか、以下の各号に定める者を対象として実施する。

⑴ 本学の役員及び職員（派遣契約等により、本学の業務に従事している者を含む。）のうち、マネジメント委員会が必要と認めた者。

⑵ 本学の大学院生又は学部学生のうち、当該学生の指導教員が必要と判断し、この規則の適用について同意した者。

⑶ その他マネジメント委員会が指定する者。

３　厚労科研・AMED に係る利益相反マネジメントにおいては、原則として当該事業の研究代表者及び研究分担者を対象とし、研究協力者など研究に直接関与しない者については、利益相反マネジメントの対象としない。ただし、研究協力者など研究に直接関与しない者についても、当人が協力する研究における利害関係が明らかな場合であって、研究責任者の申し出があった場合又はマネジメント委員会が必要と認めた者については利益相反マネジメントの対象とし、この章を適用する。

４　産学連携活動等として実施される研究活動が、臨床研究でもあるときは、本章による利益相反マネジメントとあわせて第４章による利益相反マネジメントを実施する。

（産学連携活動等に係る利益相反に関する申告）

第１３条　産学連携活動等に係る利益相反マネジメントの対象者は、利益相反に関する状況をマネジメント委員会に申告するものとする。

２　厚労科研・AMED の研究（開発）代表者又は研究（開発）分担者は、個別研究課題についての各年度の契約締結時前（厚生労働省及び AMED の補助金交付要綱に基づく補助金交付の場合には交付申請前）までに、申告を行うものとする。ただし、当該個別研究課題が臨床研究に係る場合は、臨床研究に係る利益相反の申告をすることで当該申告を省略することができるものとする。

３　前２項に定めるほか、申告に係る対象者の細目、申告事項、申告時期、方法等はマネジメント委員会が別に定める。

（利益相反状況の調査）

第１４条　マネジメント委員会は対象者による申告に基づき、必要と認めるときは、利益相反に関する状況の確認のため調査を行う。

２　マネジメント委員会は、前項の調査の実施に当たり、職員等のプライバシー保護もしくは関係する企業等の秘密情報の保護に配慮すべきと考える場合には、弁護士等の守秘義務を負う学外専門家によるヒアリング等を活用するものとする。

３　マネジメント委員会は、調査のため必要と認めるときは、当該申告に係る契約書その他必要な資料の提出を求めることができる。
４　前３項の調査は、委員会が調査に関する議決を行ったときを除き、委員長の判断により実施することができる。

（弊害発生の懸念がない申告）
第１５条　第１３条の申告の内容が、利益相反による弊害発生の懸念がないものとしてあらかじめマネジメント委員会で定める基準に合致するものであったとき、マネジメント委員長は利益相反による弊害発生の懸念がないものとしてマネジメント委員会に報告を行う。
２　マネジメント委員会は、前項の規定により報告された申告内容について、疑義が生じた場合には、次条による審議を行うものとする。

（産学連携活動等に係る利益相反に関する審議）
第１６条　マネジメント委員会は、第１３条の申告に基づき、また、第１４条の調査を行ったときは当該調査結果も勘案して、利益相反状況を審査し、次の事項について議決する。
⑴ 申告のあった利益相反を許容することの可否
⑵ 申告のあった利益相反による弊害を回避するために必要な措置

（産学連携活動等に係る利益相反に対する措置）
第１７条　マネジメント委員会は、前条の審議結果を申告者に対し通知するものとする。ただし、前条⑴号で許容すると議決したときは、通知を省略することができる。
２　マネジメント委員会は、前条⑵号の議決をしたときは、申告者に対し、当該利益相反による弊害を回避するために必要な措置を要請するものとする。当該措置の実施のため、申告者以外の者や組織の協力が必要なときは、マネジメント委員会は当該者や機関に対し、利益相反による弊害回避措置の実施について協力を求めることができる。
３　マネジメント委員会は、前項の要請を受けた申告者について、その後の状況をモニタリングするものとする。
４　第２項の要請の通知を受けた申告者は、当該審議結果に不服があるときは、マネジメント委員会に対して異議申立てをすることができる。
５　前項の異議申立ては、第１項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して３０日以内にしなければならない。
６　マネジメント委員会は、第４項の異議申立てを受けたときは、速やかに再審議を行うものとする。

第４章　臨床研究に係る利益相反マネジメントの手続き

（臨床研究に係る利益相反マネジメントの対象）
第１８条　臨床研究に係る利益相反マネジメントは、臨床研究を対象として、臨床研究に携わる職員等を対象者として実施する。
２　マネジメント委員会が必要と認めたときは、臨床研究に携わる職員等の関係者、倫理審査委員会等の委員及びマネジメント委員会の委員についても、臨床研究に係る利益相反マネジメントの対象者とすることができる。

（臨床研究に係る利益相反に関する申告及び調査）

第１９条　臨床研究に携わる職員等は、当該臨床研究に係る利益相反に関する状況及び臨床研究に係る研究計画書その他審査関係資料をマネジメント委員会に申告するものとする。

２　マネジメント委員会は、前条第２項の者に対しても、申告を求めることができる。

３　前２項の申告に係る対象者の細目、申告事項、申告時期、方法等はマネジメント委員会が別に定める。

４　マネジメント委員会は、対象者による申告に基づき、必要と認めるときは、調査を行う。この場合においては、第１４条第１項から第４項の規定を準用する。

５　臨床研究法に定める特定臨床研究に係る利益相反管理についての事項は、別に定めるものとする。

（臨床研究に係る利益相反の懸念がない申告）

第２０条　臨床研究に係る利益相反の懸念がない申告の扱いについては、第１５条の規定を準用する。

（臨床研究に係る利益相反に関する審議）

第２１条　マネジメント委員会は、第１９条の申告に基づき、また、同条第４項の調査を行ったときは当該調査結果も勘案して、利益相反状況を審査し、次の事項について議決する。ただし⑶号については、マネジメント委員会が必要と認める場合に議決することができる。

⑴　申告のあった利益相反を許容することの可否

⑵　(a)申告のあった利益相反による弊害を回避するために必要な措置の要請、またはかかる具体的な措置の要請に替えて(b)　倫理審査委員会等の判断に基づく、利益相反による弊害回避のために適切な措置の実施に係る要請

⑶　申告のあった利益相反に関し研究対象者に説明すべき事項

（臨床研究に係る利益相反に対する措置）

第２２条　前条の審議結果の通知、利益相反による弊害回避措置の要請、弊害回避措置実施に関する協力要請、要請事項の実施に関するモニタリング、及び審議結果に対する不服申し立てについては、第１７条の規定を準用する。なお、第１７条第２項については、下記のとおり読み替えて準用するものとする。

記

２　マネジメント委員会は、前条⑵号で議決された利益相反による弊害回避措置のうち、同号(a)に該当し、かつ、臨床研究に係る研究計画書に直接関係しない回避措置について、申告者に対し、当該回避措置の実施を要請するものとする。当該措置の実施のため、申告者以外の者や組織の協力が必要なときは、マネジメント委員会は当該者や機関に対し、利益相反による弊害回避措置の実施について協力を求めることができる。

（倫理審査委員会等への報告）

第２３条　マネジメント委員会は、利益相反自己申告のうち臨床研究に携わる職員等について、各部局の臨床研究に係る倫理審査委員会等に対し、次の事項を報告するものとする。

⑴　当該申告者に係る利益相反の概要

⑵　第２２条の規定による審議を行った場合における当該審議の結果

２　倫理審査委員会等は、臨床研究の実施計画の審査に当たっては、前項の規定による報告

を踏まえ、次の事項も含めた総合的な検討を行うものとする。
⑴ 利益相反による弊害を回避するために必要な措置
⑵ 利益相反に関し被験者に説明すべき事項
３　当該申告者に対する前項の審査の結果の通知については、各部局の倫理審査委員会等に係る審査関係規則等の定めるところによる。
４　倫理審査委員会等は、第２項の審査の結果をマネジメント委員会に報告するものとする。
５　倫理審査委員会等及びマネジメント委員会は、倫理審査委員会の行った審査の結果に基づき、申告のあった利益相反による弊害を回避するために必要な措置を行うものとする。
６　マネジメント委員会は、前項の措置を受けた申告者について、利益相反に関するその後の状況をモニタリングするものとする。
７　倫理審査委員会等の行った審査の結果に対する異議申立てについては、各部局の倫理審査委員会等に係る審査関係規則等の定めるところによる。
８　前項の場合において、各部局の倫理審査委員会等は、前項の異議申立ての内容に利益相反に係る事項が含まれる場合には、必要に応じ、当該事項についてマネジメント委員会の意見を聴くことができるものとする。

第５章　組織としての利益相反マネジメントの手続き

（組織としての利益相反マネジメントの対象）
第２４条　組織としての利益相反マネジメントは、次のいずれかの状況を対象として実施する。なお、⑴号及び⑵号の各活動を総称して以下「組織的産学連携活動」という。
⑴ 大学及び病院が実施主体となって受け入れる一定金額を超える収入（ただし、研究の実施に際して企業等から無償提供される薬剤・医療機器等や、研究員受け入れ等に係り支払われる費用等を除く）を伴う、産学連携活動等又は寄附金もしくは組織間連携（包括連携）。なお、一定金額の定めは、マネジメント委員会にて決定する。
⑵ 企業等への出資及びこれによる株式等の保有。
２　組織的産学連携活動に該当する収入の基準額など、組織的産学連携活動に関する細目は、マネジメント委員会で定める。マネジメント委員会は、当該決定に際し、外部委員会の助言を得るものとする。
３　組織としての利益相反マネジメントにおいては、組織的産学連携活動の機関決定の構成員主体である役員及び病院長が、組織的産学連携活動の相手方である企業等から得る個人的利益についても、マネジメントの対象とする。

（組織としての利益相反マネジメントガイドラインの策定）
第２５条　マネジメント委員会は、次の事項に関し、発生する可能性がある組織的産学連携活動の類型に応じて必要と認められる範囲において、組織としての利益相反マネジメントガイドライン（以下「ガイドライン」という）を策定する。
⑴ 組織的産学連携活動の相手方から個人的利益を得ている役員、病院長がいる場合における、組織的産学連携活動に関する機関決定、契約の締結、組織的産学連携活動の実施等に関する留意事項
⑵ 大学による企業等への出資及びこれによる株式等の保有がある場合における、当該企業との連携活動等に関する留意事項
⑶ 大学による企業等への出資及びこれによる株式等の保有がある場合における、当該企

業に対する議決権の行使に関する留意事項
２　マネジメント委員会は、ガイドラインの策定に際して、外部委員会の助言を得るものとする。

（組織としての利益相反マネジメントに関する報告及び調査）
第２６条　統合イノベーション機構事務部は、組織としての利益相反状況調書（以下「調書」という。）をマネジメント委員会に提出するものとする。
２　マネジメント委員会は、必要と認めるときは、職員等の関係者に対しても、調書の提出を求めることができる。
３　前２項の調書に係る対象者の細目、対象者に求める報告事項、調書の書式等はマネジメント委員会が別に定める。マネジメント委員会は、当該決定に際し、必要に応じて外部委員会の助言を得るものとする。
４　マネジメント委員会は、提出された調書に基づき、必要と認めるときは、調査を行う。
５　前項の調査については、第１４条及び第１５条の規定を準用する。この場合において、第１４条及び第１５条中「申告」とあるのは「報告」と読み替えるものとする。
６　マネジメント委員会は、前条のガイドラインに照らし監事の意見を徴する必要があるときは、監事の意見を徴取するものとする。

（組織としての利益相反の懸念がない報告）
第２７条　組織としての利益相反がない調書の扱いについては、第１５条の規定を準用する。また、組織としての利益相反の状況はあるが、ガイドラインを遵守しており、組織としての利益相反の弊害の懸念がない調書の扱いについても同様とする。

（組織としての利益相反に関する審議）
第２８条　マネジメント委員会は、調書に基づき、また、第２６条の調査又は監事の意見の聴取を行ったときは当該結果も勘案したうえ、利益相反状況を審査し、次の事項について議決する。
⑴ 組織としての利益相反への該当の有無
⑵ 組織としての利益相反に該当する場合、ガイドラインへの違反の有無
⑶ 組織としての利益相反の弊害を回避するために必要な措置
２　マネジメント委員会は、当該審議に際し、次の各号のいずれかに該当するときを除き、外部委員会の助言を得るものとする。
⑴ 組織としての利益相反がない、または組織としての利益相反の状況はあるが、ガイドラインを遵守しており、組織としての利益相反の弊害の懸念がないと委員長が判断したとき
⑵ 急を要し、外部委員会の審議（メール審議を含む）を経ることが困難なとき
３　マネジメント委員会が、外部委員会の助言を得ることなく議決したときは、事後に外部委員に審議結果を報告し、その助言を得るものとする。

（組織としての利益相反に対する措置）
第２９条　マネジメント委員会は、前条による審議を行った場合には学長及び報告対象の役員及び病院長に対し、次の事項を通知するものとする。
⑴ 組織としての利益相反に関する状況の概要

⑵ 前条の規定による審議の結果

２　学長は、前条の規定による審議の結果に基づき、マネジメント委員会が求める措置（ガイドラインの遵守、その他の報告対象の利益相反による弊害を回避するために必要な措置）を行うものとする。また、マネジメント委員会は、前条⑶号の議決をしたときは、報告者に対し、当該利益相反による弊害を回避するために必要な措置を要請するものとする。

３　マネジメント委員会は、前項の措置を受けた役員及び病院長について、その後の状況をモニタリングするものとする。また、学長による実施については、必要に応じて監事の協力を得てその後の状況をモニタリングするものとする。

４　報告対象の役員及び病院長は、前条の規定による審議の結果に不服があるときは、マネジメント委員会に対して異議申立てをすることができる。

５　前項の異議申立ては、第１項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して３０日以内にしなければならない。

６　マネジメント委員会は、第４項の異議申立てを受けたときは、速やかに再審議を行うものとする。

第６章　利益相反マネジメント後の措置及びその他

（学外への公表及び外部からの指摘への対応）

第３０条　マネジメント委員会は、本学における利益相反マネジメントの状況を、必要と認める範囲で学外に公表するものとする。ただし、第５章に定める組織としての利益相反マネジメントの状況については、マネジメント委員会が学長に報告を行い、学長、利益相反マネジメント委員長及び広報担当副学長が協議の上必要と認める内容について、学外に公表するものとする。

２　職員等に関して、外部から利益相反の指摘があったときにおいて、マネジメント委員会が必要と認める場合には、マネジメント委員長ならびに調査・指摘等を受けた部局の長が対応を協議の上、適宜適切な措置を行うとともに、本学として外部へ必要な説明を行うものとする。

３　前２項の規定による公表等に当たっては、職員等その他の者の個人情報の保護及び関係する企業等の秘密情報の保護に留意するものとする。

（秘密情報及び個人情報の保護）

第３１条　本学における利益相反マネジメント業務に関与する者は、職務上知り得た一切の秘密情報及び個人情報を、本学の利益相反マネジメントの業務の履行のためにのみ使用するものとし、他に漏えいし、又は提供してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（申告情報等の管理及び保存）

第３２条　マネジメント委員会は、申告情報その他審査資料を適切に管理し、保管するものとする。

２　マネジメント委員会において保管する申告情報その他審査資料は、次に掲げるものとする。

⑴ 申告情報（組織としての利益相反に係るものは、調書）

⑵ 利益相反に関する審査資料（臨床研究に係るものは、研究計画書その他の審査関係資料を含む。）

(3) 委員名簿
(4) 会議の議事内容を記録した文書
(5) その他委員会が必要と認めたもの
３　申告情報その他審査資料の保存期間は、「国立大学法人東京医科歯科大学法人文書管理規則」第１３条及び別表第１の定めにより、１０年間とする。

（研修の実施）
第３３条　マネジメント委員会は、職員等に対し、利益相反について理解を深め、利益相反マネジメントに関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

（検証と評価）
第３４条　マネジメント委員会は、その活動内容について定期的に外部委員会の検証と評価を受けるものとする。

（個別相談）
第３５条　職員等は、利益相反による弊害を回避するため、利益相反自己申告時その他の機会において、第１０条に定める利益相反アドバイザーに個別に相談することができる。
２　相談に関する手続きは、相談窓口にて行うものとする。
３　利益相反アドバイザーから助言又は指導等を求める場合は、別に定める利益相反相談シートに必要事項を記入のうえ、相談窓口に提出するものとする。

第７章　雑則

（事務）
第３６条　この規則による利益相反マネジメントに関する事務は、関係部局の協力を得て統合イノベーション機構事務部において、統括及び処理する。

（その他）
第３７条　この規則に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は別に定める。

附　則
１　この規則は、平成１９年１２月１日から施行する。
２　この規則の施行日から平成２０年３月３１日までの間において委嘱される第６条第１項第５号及び第７号の委員並びに第１３条第１項各号の委員（当該部局において職指定委員とされた者を除く。）の任期は、第７条第１項及び第１４条第１項の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日までとする。

附　則（平成２１年４月１日規則第２１号）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２３日規則第３０号）
この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１５日規則第５３号）

この規則は、平成２３年４月１５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年３月３０日規則第４６号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年６月１日規則第７０号）

１　この規則は、平成２９年６月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。ただし、第４章については、平成２９年８月１日から適用する。

２　次に掲げる要領は廃止する。国立大学法人東京医科歯科大学産学官連携活動に携わる職員等の利益相反マネジメント実施要領

附　則（平成３０年６月２５日規則第３９号）

１　この規則は平成３０年６月２５日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

２　次に掲げる内規は廃止する。

東京医科歯科大学医学部臨床研究利益相反委員会内規、東京医科歯科大学歯学部臨床研究利益相反委員会内規、生体材料工学研究所臨床研究利益相反委員会内規、難治疾患研究所臨床研究利益相反委員会内規

附　則（令和３年１０月１日規則第９６号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行し、改正後の第４条第１項第４号の規定は、令和３年８月１日から適用する。

附　則（令和５年３月３０日規則第１４３号）

１　この規則は令和５年３月３０日から施行し、令和５年３月１日から適用する。